

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「4」の合計)	1	人	対 象 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 ((7)-(9)-(13)-(21))と(16)のうち少ない数	17	人
基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「5」の合計)－ (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「6」の合計) (マイナスの場合は0)	2		個別移転型非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「26」の合計)	18	
			対 象 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 ((17)と(18)のうち少ない数)	19	
基準雇用者割合 $\frac{(2)}{(1)}$	3				
給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「39」の合計)	4	円	個別非特定新規雇用者超過数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「27」の合計)	20	
比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「47」の合計)	5		対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 超 過 数 ((7)-(9)-(13))と(20)のうち少ない数	21	
地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「11」の合計)－ (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「12」の合計) (マイナスの場合は0)	6	人	(3) ≥ 8%若しくは(3) ≥ 10%又は(1) = 0の場合 60万円×(9)+50万円×((13)+(17))	22	円
			調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 (2)と(6)のうち少ない数	7	
個別特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「16」の合計)	8		5% ≤ (3) < 8% の場合 30万円×((9)+(11))+20万円×((13)+(17)+ ((15)+(19)))×1.5	23	
特定新規雇用者基礎数 (7)と(8)のうち少ない数	9		(3) < 5% 又は (3) < 10% の場合 30万円×(9)+20万円×((13)+(17))	24	
個別移転型特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「18」の合計)	10		税 額 控 除 限 度 額 計算 (22)、(23)又は(24) ((4) < (5)の場合は0)	25	
対象移転型特定新規雇用者数 (9)と(10)のうち少ない数	11		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	26	
個別対象非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「23」の合計)	12		当 期 税 額 基 準 額 $(26) \times \frac{20}{100}$	27	
対象非特定新規雇用者数 ((7)-(9))と(12)のうち少ない数	13		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((25)と((27)-(別表六の二(十七)「16」))のうち少 ない金額)	28	
個別移転型非特定新規雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「24」の合計)	14		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	29	
対象移転型非特定新規雇用者数 (13)と(14)のうち少ない数	15		当 期 税 額 控 除 額 (28)-(29)	30	
個別非新規基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「25」の合計)	16				
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十八)付表一「32」の合計)	31	内 人	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((32)と(33)のうち少ない金額)	34	円
地方事業所特別税額控除限度額 30万円×((31)-(31の内書))+20万円×(31の内書)+ (各連結法人の別表六の二(十八)付表二「12」の合計)	32	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	35	
差引当期税額基準額残額 (27)-(別表六の二(十七)「16」)-(28)	33		当 期 税 額 控 除 額 (34)-(35)	36	
法人税額の特別控除額 (30)+(36)	37				